

中国レポート：「知財」強国への道、保護とイノベーション

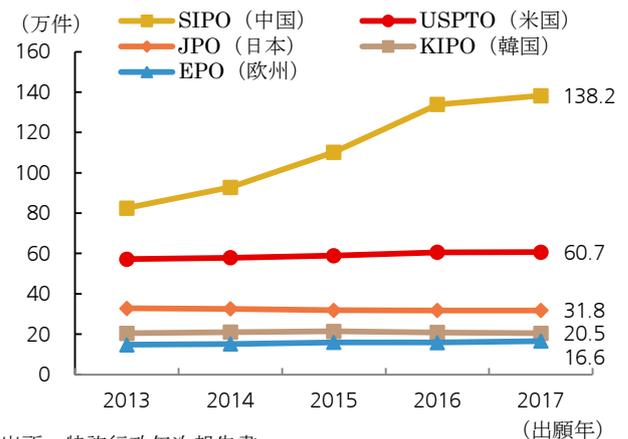


知財侵害で始まった貿易戦争、「知財」とは何？

- ✓ 思い出せば、米中の貿易戦争の発端は、中国の「知財」侵害を理由とした米国による関税制裁に遡る。トランプ米大統領が、通商法 301 条に基づき 500 億～600 億米ドル相当の中国製品に 25% の追加関税を課す方針を表明したのは今年の 3 月のことだ。それ以降、米大統領と米通商代表部 (USTR) は、中国が知的財産とハイテク技術を盗み出す政府支援の取り組みを続けていると非難を強めてきた。
- ✓ 米国の制裁に対し、中国政府は即座に対応した。習近平国家主席は 4 月のボアオアジアフォーラムの年次総会で、「知財権保護の強化」に言及。具体的には、知財関係部門の再編や知財関連裁判の改革促進など「法執行の強化」を柱とした。注目すべきは、中国の「知財権保護の強化」による外圧緩和の影響より、「イノベーション促進」と歩調を合わせた別の側面だ。
- ✓ その前に、そもそも「知財」とは何を意味するのか？ ご存じの通り、知的財産 (Intellectual Property) の略だ。知的活動の成果物の総称で特許、実用新案、意匠 (デザイン)、商標など産業財産権と著作権 (コピーライト) が含まれる。
- ✓ 日本においては、産業財産権は経済産業省の特許庁が主に所管し、著作権は文部科学省の所管している。前者は登録により絶対的な独占権が与えられ、後者は登録を要さない相対的な独占権が得られる。
- ✓ 日本のメディアは、これまで中国の「知財」侵害の事例として、意匠権を無視した中国の遊園地やキャラクターを取り上げる傾向があった。一方、米国が貿易戦争で問題にしているのは、ハイテク・サイエンスにおける特許侵害などだ。最近の USTR の報告書でも、中国が米国企業に対するサイバー攻撃を政府支援の下で続け、攻撃は激しさを増し巧妙化したと批判している。
- ✓ その主張の真偽はさて置き、中国の特許件数の増加は著しい。中国、米国、日本、韓国、欧州の特許庁が世界五大と言われる。その中で知財大国を目指してきた中国の出願件数はダントツの一位だ。2017 年の出願件数は、中国が約 138 万、次いで米国が約 61 万、日本が約 32 万件となった。中国は現在、次世代通信規格「5G」の覇権争いを優位に進めており、この分野でも「知財」の積み上がりが競争力の源泉と見られる。

■ 五大特許庁における特許出願件数の推移

(2013 年から 2017 年)



中国の特許出願における躍進

- ✓ 中国政府は、2018 年度の研究開発費用の税制優遇を強化した。研究開発費用の税前加算控除比率を引き上げ、国外委託研究開発費用の税前控除への追加計上も認めた。
- ✓ 中国の特許出願における躍進は、このような研究開発型企業に対する税優遇や補助金の後押しなど政策による効果に加え、中国企業の技術水準向上の表れとも取れる。特許登録以上に、実用新案登録の増加率が高いことからも明らかだ。その他、後述する国家戦略としての特許庁の強化なども飛躍の理由と考えられている。

国際特許出願でもトップを狙う中国

- ✓ 特許権は、自国の特許庁のみに出願してもその国でしか効力はない。グローバル展開を目指す企業は、他国でも優先権、独占権を行使するためには、各国の特許庁それぞれに申請が必要だ。特許は先願主義、要は早い者勝ちだ。他国での申請手続きには時間がかかりかかるため、PCT ルートという方法を使う。これで自国での基本出願から 30 ヶ月以内なら遡って優先権を付与される。このルートを使った国際出願件数では米国が未だ首位の座を維持しているが、中国は二桁の伸び率で追い上げている。日本は中国に抜かれ現在三位だ（右の表を参照）。
- ✓ 「知財」の保護力が高い米欧では、5 割以上が海外からの出願だ。一方中国特許庁への出願は、9 割が中国人によるものだ（次頁の表を参照）。この状況は、中国の知財保護に対する不信を反映し、その中での中国の国際特許出願の急増は他国から非難される理由の一つとなっている。

「知財大国」から「知財強国」への道

- ✓ このような状況を打破すべく、中国政府は具体的な法執行の実績提示に躍起だ。北京市工商行政管理局は 11 月に、2018 年版の市内商標権侵害 10 大事件を発表した。具体的な商標侵害の事件には日本企業も含まれている。スポーツ用品メーカー、アシックスの商標権を侵害した北京宏源利得商貿に対し、罰金額としては最高額と

なる 5,587 万元（約 9 億 1,400 万円）余りの支払いを命じた。この他、米アップルが商標登録するロゴを店先などで無断使用した北京直信立興電子科技を、北京市工商局がアップルからの通報に基づいて摘発し、907 万元余りの罰金を科していたことも報告されている。

- ✓ 中国では知財法廷が増設され、現在計 16 カ所となった。その一つ、知的財産権に関する紛争を専門に扱う北京知識産権法院（裁判所）では、2014 年発足後に受理した紛争案件が 10 月末時点で 5 万 739 件に上ったと新華社電は報じた。特許庁の強化により、裁判官の知的財産権に係る専門知識の水準が上がり、審理の質量ともに向上していると推測される。
- ✓ 我々の想像を超え、中国では商標と著作権への保護意識が高まり、損害賠償額も上昇している。それも外圧をうまく使い、イノベーション加速のために知財改革を加速させている。中国は、知財保護をイノベーション促進の基本的な手段と捉えている。知財こそイノベーションの原動力を保証するものであり、国際競争力の主要素であると考え、今後も法執行の強化を強めるだろう。米中交渉がどう転ぼうが、中国は「知財強国」の道を突き進むだろう。

■特許の国際出願件数（WIPO 統計・2017 年）

(国別)

順位	国名	出願件数	前年比
1	アメリカ	56,624	0.10%
2	中国	48,882	13.40%
3	日本	48,208	6.60%
4	ドイツ	18,982	3.70%
5	韓国	15,763	1.30%

(分野)

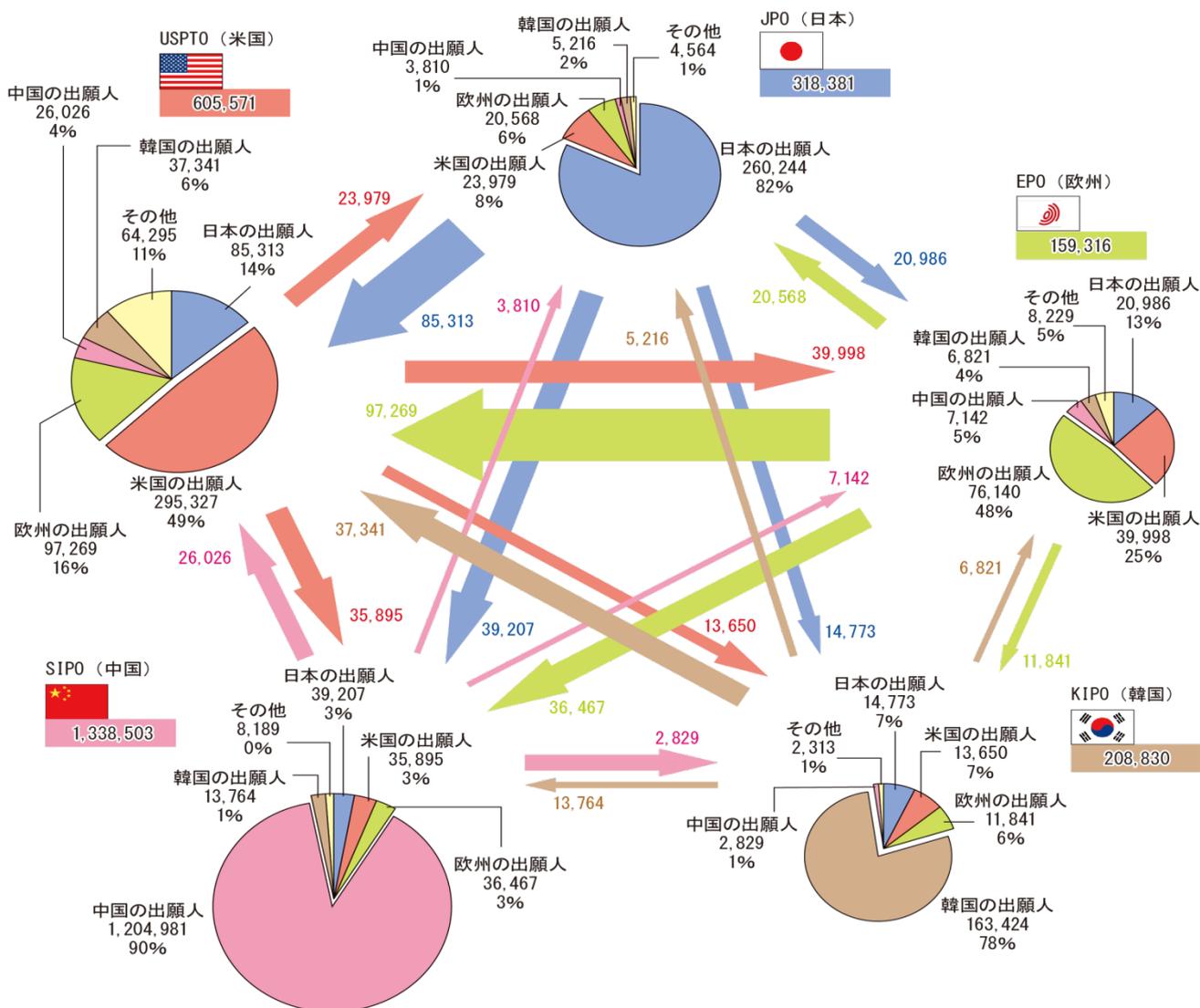
順位	分野	出願件数	シェア
1	コンピュータ・テクノロジー	19,122	8.60%
2	デジタル通信	18,400	8.20%
3	電機、装置、エネルギー	15,223	6.80%
4	医療技術	15,024	6.70%
5	計測機器	10,082	4.50%

出所：世界知的所有権機関（WIPO）

PCT における特許の国際出願件数 2018 年版。

注：PCT は特許協力条約” Patent Cooperation Treaty” の略

■ 五大特許庁間の特許出願状況 (2016 年)



出所：特許行政年次報告書

上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。上記個別銘柄は、あくまで理解を深めていただく為に例示したものであり、いかなる銘柄の売買等を推奨するものではありません。

商号： UBS アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 412 号
 加入協会： 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

本資料は、情報提供を目的としたものであり、特定の金融商品取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、信頼できる情報のもとに UBS アセット・マネジメント株式会社によって作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料に記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。

© UBS 2018. キーシボル及び UBS の各標章は、UBS の登録又は未登録商標です。UBS は全ての権利を留保します。